

就労サポート事業及び就労準備支援事業業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和7年2月10日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 業務名

就労サポート事業及び就労準備支援事業業務

2 業務内容

別紙「就労サポート事業及び就労準備支援事業業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

3 業務場所

(1) 就労サポート事業

ア カウンセリング業務

原則として、広島市内8か所の福祉事務所（区厚生部生活課）（以下「福祉事務所」という。）において実施するものとする。ただし、業務スペースの都合上、必要のある場合は隣接する区役所等においても実施すること。

名称	所在地
中福祉事務所	広島市中区大手町四丁目 1-1
東福祉事務所	広島市東区東蟹屋町 9-34
南福祉事務所	広島市南区皆実町一丁目 4-46
西福祉事務所	広島市西区福島町二丁目 24-1
安佐南福祉事務所	広島市安佐南区中須一丁目 38-13
安佐北福祉事務所	広島市安佐北区可部三丁目 19-22
安芸福祉事務所	広島市安芸区船越南三丁目 2-16
佐伯福祉事務所	広島市佐伯区海老園一丁目 4-5

イ 求人等開拓業務

受注者の事務所、求人等開拓先の事業所及び福祉事務所等

※ 受注者の事務所については、受注者が広島市内に確保すること。

(2) 就労準備支援事業

受注者が設置する常設の教室、求人等開拓先の事業所等支援の実施に必要な場所及び福祉事務所等

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 事業費

本業務に係る費用は87,371千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

ただし、就労サポート事業に係る経費については63,692千円以内、就労準備支援事業に係る経費は23,679千円以内とする。

6 事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎3階）

生活困窮者関係：広島市健康福祉局保護自立支援課（自立支援ライン） 担当：新林、相良
TEL：082-504-2799（直通）

生活保護関係：広島市健康福祉局保護自立支援課（保護ライン） 担当：新宅、渡邊
TEL：082-504-2138（直通）

FAX（共通） 082-504-2169

Eメール（共通） hogojiritsu@city.hiroshima.lg.jp

7 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格に登録されている者にあつては、公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) キャリアカウンセラーについては、産業カウンセラーの資格を有する者で実務経験を有するもの、職業能力開発促進法に規定するキャリアコンサルタントで実務経験を有するもの又はキャリアコンサルティング技能士の資格を有する者を従事させることができること。
- (9) 求人等開拓員については、求人開拓経験又は営業職経験を有する者を従事させることができること。
- (10) 就労準備支援員については、キャリアカウンセラー若しくは求人等開拓員と同等の資格等を有する者を従事させることができること。
- (11) 令和4年度から令和6年度までの間において民間企業、官公庁等から複数の類似業務の受託実績を有していること。
- (12) 職業安定法第30条第1項に基づく厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介事業者又は同法第33条第1項に基づく厚生労働大臣の許可を受けた無料職業紹介事業者であること。
- (13) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマークが付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けている者であること。

8 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和7年2月25日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記6の事業担当課

※ 応募説明書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されないプロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度方式・案件名」）

9 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 類似業務の実績一覧（様式2）

ウ 法人の登記事項証明書及び代表者・役員名簿（様式3）

エ 職業紹介事業許可証の写し

オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク使用許諾証の写し又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証証明書の写し

カ 広島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）、印鑑証明書、使用印鑑届（様式4）

(2) 提出期間

公示日から令和7年2月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）

(3) 参加資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、令和7年2月14日（金）午後5時15分を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

10 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年2月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 仕様書等に関する質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は質問者に直接回答し、前記6の事業担当課において、令和7年2月25日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

11 企画提案書の作成と提出

(1) 企画提案書の作成

提案は、(応募説明書 別紙1)「公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照して行うこと。

(2) 提出書類

企画提案書 15部(正本1部+副本14部)

※ 企画提案書の提出は、「提案書、類似業務の実績一覧、見積書、積算内訳書」の書類をまとめて行う。詳細は(応募説明書 別紙1)を参照のこと。

(3) 提出期間

公示日から令和7年2月25日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(4) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。)

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出期間内に企画提案書を提出しなかった者については、プロポーザルを辞退したものとみなす。

12 プレゼンテーション

(1) 提出された企画提案書について、次のとおり提案者によるプレゼンテーション(参加者による質疑応答を含む。)を行うことを予定している。

実施日は、令和7年3月5日(水)を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。

・プレゼンテーション 20分以内、質疑応答 5分程度

・プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

(2) プレゼンテーションを欠席するとともに、プロポーザルの参加を取りやめようとする者は、プレゼンテーション実施日前日の午後5時15分までに、プロポーザル辞退届(様式6)に記入の上、持参又は郵送(配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

(3) プレゼンテーションを欠席した者は、プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、本市がプレゼンテーションを開催しなかった場合はこの限りではない。

13 審査方法

(1) 審査

就労サポート事業及び就労準備支援事業業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

就労サポート事業及び就労準備支援事業業務に係る公募型プロポーザル応募説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後速やかに書面にて通知する。

14 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。

ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル参加者が、令和7年2月14日（金）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記7(4)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合

ウ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 本プロポーザルに関する条件に反した場合

- (3) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当するときは契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 本業務委託の受注者は、本市が別に実施する生活困窮者自立相談支援事業の業務委託受注者である社会福祉法人広島市社会福祉協議会から、本プロポーザルにおける就労サポート事業に相当する就労支援業務等の再委託を受けるものとする。

- (5) 本業務委託に係る令和7年度当初予算の議案の議決が得られない場合は、契約手続を中止する。また、本市は、契約手続が中止された場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

- (6) 消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、税率の引上げに伴う変更契約を締結する。

- (7) その他、詳細は「就労サポート事業及び就労準備支援事業業務に係る公募型プロポーザル応募説明書」による。